

不審電話に関する事例

令和 7 年 7 月 7 日 10 時 30 分頃、宮崎市在住の被保険者宅に、保険証の悪用に関するガイダンスが流れる電話あり。不安に感じ指示されたダイヤル番号を押すと、自動音声から厚生労働省を名乗る職員に替わり、被保険者の氏名・住所を確認のうえ「石川県にあるスナムラクリニック（存在不明）で処方された睡眠薬が多量に出ている。通常 30 日分の処方であるが、60 日分過剰に処方されている。保険証が不正使用されている可能性があるので、一旦保険証を停止します。」と説明し、一方的に電話を終了した。

不審に思った被保険者が当広域連合に電話で問い合わせを行ったことにより本事案が判明した。

電話連絡のみで保険証を停止（資格喪失）することは無く、今後も不審電話に注意するよう説明した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0 9 8 5 - 6 2 - 0 9 2 1（業務課）